令和2年1月16日 市町支援課 広域・行政 G 担当 野崎・宮本 内線 3551

外線 076-225-1283

「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する 事務 全項目評価書(案)」に対するパブリックコメントの募集について

1 意見募集の趣旨

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。)による社会保障・税番号制度の導入に伴い、住民基本台帳ネットワークにおいて、マイナンバーを含む個人情報ファイル(以下「特定個人情報ファイル」といいます。)を保有しております。

番号法第27条においては、特定個人情報ファイルを保有しようとする者は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)及び特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)で定めるところにより、「基礎項目評価書」を作成するとともに、対象人数等により、①基礎項目評価書の作成のみが義務付けられるか、②基礎項目評価書と重点項目評価書の作成が義務付けられるか、③基礎項目評価書と全項目評価書の作成が義務付けられるかの判定(「しきい値判断」)を実施し、全項目評価書の作成が義務付けられる場合には、その案を公示し、広く意見を求めるものとされています。本県の「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」については、対象人数が30万人以上であるため、全項目評価書の作成が義務付けられております。

全項目評価書については平成27年に評価・公表をしておりますが、特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針により、直近の公表日から5年を経過する前に評価の再実施をするよう努めることとされており、評価の再実施を進めております。

評価の再実施にあたり、改めて特定個人情報保護等の内容を公示し、個人のプライバシー等の権利 利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、県民の皆様からの意見を募集するものです。

2 意見の募集概要

(1) 募集期間

令和2年1月17日(金)から令和2年2月17日(月)まで ※郵送については、最終日の消印有効

(2) 募集内容

「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書 (案)」に対する意見

(3) 資料の入手方法

石川県ホームページの以下のページからダウンロードできます。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sichousien/juki/pia/publiccomment2.html (※リンク先のページは1月17日から公開の予定です。)

また、下記の各機関でも資料を閲覧することができます。

①石川県総務部市町支援課 (金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎5階)

②石川県行政情報サービスセンター (金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎1階)

③石川県小松県税事務所 (小松市園町ハ108番地の1)

④石川県中能登総合事務所 (七尾市小島町二部33番地)

⑤石川県奥能登総合事務所 (輪島市三井町洲衛10部11番1)

3 意見の提出方法

所定の「意見提出様式」に、住所、氏名(団体、企業の場合はその名称及び氏名)、意見等を明記し、 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、以下のあて先へ提出してください。電話や口 頭による意見の受付はいたしませんので、ご了承願います。

また、意見を提出していただく際、題名は「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理 及び提供等に関する事務 全項目評価書(案)に対する意見」としてください。

【あて先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県総務部市町支援課

FAX 076-225-1287

電子メール e111300@pref. ishikawa. lg. jp

4 意見の取扱い

- (1) 皆様から提出していただいた意見を十分考慮した上で「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書(案)」の見直しを行い、見直し後の評価書と併せて結果を公表いたします。
- (2) 意見に対する個別の回答はいたしません。
- (3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表しません。

5 お問い合わせ先

石川県総務部市町支援課

 $T \to L 076-225-1283$

FAX 076-225-1287

電子メール e111300@pref. ishikawa. lg. jp